

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-3)

別紙1

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	馬場康弘				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。				目標設定の 考え方・根拠	モントリオール議定書	政策評価実施予定時期	令和2年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					年度ごとの実績値							
					28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
1 ハイドロクロロフルオロ カーボン(HCFC)消費量 (ODPt)	5562	平成元年度	0	令和2年度	- 202	- 178	-	-	-	-	-	モントリオール議定書に基づき、HCFCの生産・消費量を平成32年度までに0にする必要があるため(オゾン層破壊物質のうちCFCについては既に目標を達成済み)。
2 PRTRによるオゾン層破壊 物質の排出量のODP換算 値(ODPt)	-	-	減少傾向 を維持	-	- 2,675	- 2,293(P)	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。
3 業務用冷凍空調機器から の廃棄時等のフロン類回 収率(%)	-	-	70%	令和12年度	- 39	- 38	-	-	50	-	-	地球温暖化対策計画に基づき、廃棄時等のHFCの回収率を令和12年度までに7割にする必要があるため(現在は回収率が3割程度で推移している)。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					令和元年 行政事業レビュー 事業番号	
	28年度	29年度	30年度	令和 元年度								
(1) フロン等対策推進調査費	233 (199)	234 (215)	254 (240)	258	1,2,3	<達成手段の概要> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 <達成手段の目標> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。					087	
施策の予算額・執行額	233 (199)	234 (215)	254 (240)	258	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)						

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31—4)

別紙1

施策名	目標2—2 地球環境保全に関する国際連携・協力					担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション研究調査室 国際連携課 国際協力室	作成責任者名 (※記入は任意)	大井通博 福島健彦 杉本留三				
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。					政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。					目標設定の考え方・根拠	環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)	政策評価実施予定時期	令和2年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1 多国間協力案件数(上段) 二国間協力案件数(下段)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					令和元年 行政事業レビュー 事業番号		
	28年度	29年度	30年度	令和元年度									
(1) 経済協力開発機構拠出金	36 (36)	32 (32)	32 (32)	68	1	<p><達成手段の概要・目標> OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>					088		

	(2) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 (①平成9年度、②平成11年度)	159 (159)	168 (168)	177 (177)	177	1	<p><達成手段の概要> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) 我が国は、インベントリ(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局(技術支援ユニット)をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援</p> <p><達成手段の目標> 拠出金の支出</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p>	089
	(3) 国際連合環境計画拠出金等	356 (356)	320 (320)	326 (326)	320	1	<p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(平成16年度～) 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(平成16年度～) 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。</p> <p>・アジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出(平成26年度～) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。</p>	090
	(4) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金	25 (18)	23 (18)	22 (17)	21	1	<p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 同事務局に拠出金を拠出することにより、地球環境保全に関する国際協力に寄与する。</p>	091

(5)	国際連携戦略推進費	99 (76)	122 (112)	131 (122)	185	1	<p><達成手段の概要> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を受け、各国においてSDGsの実施が進んでいる。我が国としても各国・関連国際機関の状況等の調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実施が不可欠である。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、環境と貿易の観点から、TPP協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、締結後の体制整備等を円滑に行うとともに、交渉において環境への配慮が適切に反映されるよう最新の論点について調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また政策レベルの協議の結果等も考慮したうえで、国際社会に対し、持続可能な開発や環境保全の国際的枠組みに関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。また、国際取決めを着実に実施する。 ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	092
(6)	環境国際協力推進費	187 (171)	188 (184)	190 (170)	327	1	<p><達成手段の概要・目標> ・東アジア・東南アジア地域において、「持続可能な開発に関する2030アジェンダ」及びその中核をなす「持続可能な開発目標(SDGs)」が、2015年に国連で採択されたことを受け、同目標の達成を支援すべく、日ASEAN環境協力対話や環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、途上国における持続可能な発展を促す。(平成21年度～) ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～) ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取組を共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム、日シンガポール、日タイ、日ミャンマー等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する(平成21年度～)。 ・平成23年末の気候変動枠組条約締約国会合(COP17)において基本設計が合意された緑の気候基金(GCF)は、今後の気候変動対策支援の主要な資金メカニズムになることが想定されている。平成27年から本格的な運用が開始されたところ、その実施状況を踏まえつつ、島嶼国や後発開発途上国といった脆弱国への支援にGCFがより効果的に活用されるよう、現状の分析と戦略的な推進方策の検討を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において環境協力を進めると同時に、二国間環境政策対話の実施や各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、SDGsの理念に基づいた国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	093
(7)	モンテリオール議定書 多数国間基金拠出金 (HFC分)(ODA)	-	-	-	24	1	<p><達成手段の概要・目標> 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は、オゾン層を破壊する恐れのある物質(いわゆる特定フロン)の生産・消費の規制を行うことを目的としており、先進国は同議定書の多数国間基金を通じ、開発途上国における特定フロンの削減スケジュールの遵守を支援してきた。平成28年10月、温室効果が高い代替フロンHFCを規制対象物質に追加する議定書改正が採択され、平成30年12月に我が国も締結した。改正議定書は平成31年1月1日に発効したところ、開発途上国がHFC削減スケジュールを着実に遵守できるよう、多数国間基金のうち環境省として必要な負担分を拠出することを通じて対策を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、開発途上国の対策を支援することで、開発途上国が同改正議定書の下で定められたHFC削減スケジュールを着実に遵守することが可能となり、地球規模での環境問題解決に貢献することができる。</p>	新31-0011

(8)	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業（296再掲）	38 (34)	38 (37)	14 (9)	99	1	<p><達成手段の概要> IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p> <p><達成手段の目標> IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース（無給）の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。 * 平成30年度予算のうち、執筆者支援に係る業務（41百万円）を平成31年度に繰り越し</p>	-
(9)	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会等開催支援事業（新31-0006再掲）	-	-	-	250	1	<p><達成手段の概要> IPCC総会は、195のIPCC参加国政府代表者及びIPCCの議長団が参加し、今後の活動方針や、成果物である報告書の採択を行う、IPCCの最高意思決定機関である。本業務では、2019年5月に開催する、IPCC第49回総会及びその関連会合の円滑な実施のための支援業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> IPCC第49回総会で採択される各国の温室効果ガス（GHG）排出量目録（インベントリ）の算出方法の改良報告書は、日本に技術支援ユニット（TSU）が設置されているインベントリタスクフォース（TFI）の成果物である。パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握するには、IPCCによる方法論に基づくよう明記されている。 パリ協定の実施に不可欠なガイドラインを採択する総会をホストすることにより、IPCCの活動を支援するとともにパリ協定の実施のための詳細ルール構築に積極的に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握するには、IPCCによる方法論に基づくよう明記されており、本総会をホストすることにより、IPCCの報告書作成等の活動に貢献するとともにパリ協定の実施に貢献する。</p>	-
施策の予算額・執行額		900 (850)	891 (871)	892 (853)	1218	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年度法律第117号） 	

令和年度度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-5)

別紙1

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する研究調査				担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション 研究調査室				作成責任者名 (※記入は任意)	大井通博	
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。				政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定) ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日内閣総理大臣決定) 				政策評価実施予定時期	令和2年6月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1 地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/評価対象課題数)の過去5年間の平均	-	-	-	-	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	地球環境保全試験研究費は、研究開発成果の「社会的・経済的・行政的価値」、「科学的・技術的価値」等の必要性・有効性・効率性に関する指標を用い、事業終了後に「事後評価」を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の研究開発課題が全体の60%を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また単年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
2 各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	-	-	-	-	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	-	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	令和 元年度			
(1) 地球環境戦略研究機関拠 出金 (平成10年度)	500 (500)	500 (500)	500 (500)	500	2	<p><達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。このような活動を行うアジア太平洋地域随一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。</p> <p><達成手段の目標> 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待する。 我が国が、このように自国のみ利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと信頼の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p>	094
(2) 地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成16年度)	268 (268)	210 (210)	214 (214)	210	2	<p><達成手段の概要> アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間委員会が承認し、その成果は政府間委員会に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。途上国による積極的参加によりアジア太平洋地域全体の研究能力の向上に寄与する。</p>	095
(3) 地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	220 (219)	212 (212)	211 (208)	214	1.2	<p><達成手段の概要> 地球環境保全試験研究費(平成13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき関係予算を一括計上して、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。</p> <p><達成手段の目標> 気候変動問題について、中・長期的視点に立った問題解決に向けての基礎を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、中・長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、気候変動対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>	096

<p>4- 気候変動影響評価・適応推進事業 (086再掲)</p>	<p>391 (348)</p>	<p>702 (683)</p>	<p>850 (838)</p>	<p>865</p>	<p>2</p>	<p>国内における気候変動適応の推進 <達成手段の概要> ・地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価等を引き続き実施する。 ・平成30年に作成した地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを周知する。 ・地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援するとともに、地方公共団体適応担当者、民間事業者や国民の適応に対する理解を促進する。 ・地域気候変動適応センターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 ・国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・気候変動適応計画のPDCAサイクル確立のための情報収集を行う。 ・気候変動影響に関する最新の科学的知見を収集・整理し、気候変動影響評価報告書の素案を作成する。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインの周知、地域適応支援ツールの作成により、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定、適応の取組を効果的に促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・5つの分野別WGによって、第2次気候変動影響評価に必要な気候変動影響や適応に関する最新の科学的知見を収集することができる。 ・地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。 ・地域気候変動適応センターの地域における気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の充実に寄与することができる。</p> <p>適応にかかる開発途上国の支援 <達成手段の概要> ・国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、タイ、フィリピン、ベトナム、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 ・日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。 ・気候リスク情報基盤整備を図っていくためのアジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築していく。</p> <p><達成手段の目標> ・我が国の科学的知見を活用した人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有を通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)の構築を通じて、国際的に適応を推進していくための気候リスク情報基盤を整備する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・インドネシア: 政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 ・モンゴル: 日本-モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 ・太平洋小島嶼国: 我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 ・アジア太平洋地域: 気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。 ・タイ: AP-PLATの一環として、タイ国内の適応情報プラットフォーム構築支援を行う。 ・ベトナム: ハイフォン、フエ、ダナン地域を対象として、気候変動リスク情報の収集、地方の適応・開発計画への主流化を支援する。 ・二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。</p>
---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------	----------	---

	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)シリーズによる地球環境観測事業 (平成18年度)	254 (252)	64 (64)	72 (62)	85	2	<p><達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」(GOSAT)は、平成21年の打ち上げ以後10年以上観測し、その結果を公表し続けている。また、平成30年10月には後継機である「いぶき2号」を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始している。観測に影響する大気・雲の状態に対して品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と観測データの補正が必要である。 本業務では、校正・検証された10年分のGOSAT観測データや平成30年度に打上げた「いぶき2号」(GOSAT-2)の観測データを用いた研究成果や新しい知見を情報発信し、利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機(GOSAT-3)の開発を進める。</p> <p><達成手段の目標> ・GOSATシリーズの継続観測によって気候変動に関する科学的知見を充実させる。 ・世界各国がGOSATシリーズの観測データを自ら利活用することで、各国の政策に貢献する。 ・地球温暖化の現状について情報発信を行うことにより、国民の環境への意識を啓発する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」シリーズによる観測データに対し、地上や航空機観測から得たデータを用いた校正・検証を施すことで、10年以上にわたるデータの精度維持管理を行う。これらのデータを用いた研究成果は、地球全球レベルでの気候変動把握に有用であるとともに、得られた知見を広く発信することで気候変動に関する施策の立案・実施に貢献する。 また、3号機の開発に着手し、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制の整備に寄与する。</p>	297
施策の予算額・執行額		1242 (1239)	986 (986)	997 (984)	1009	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 	